

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年2月17日

印西市監査委員 小野寺 浩 一

印西市監査委員 藤 代 武 雄

令和2年度第1回定期監査

【監査結果】

指導事項 1 件

課等名	指導事項	措置事項
会計課	源泉所得税、復興特別所得税について、支払時期の遅延に伴う延滞税の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続きを行ない、再発防止に努めていただきたい。	審査から出納に至る処理において、より一層の課内の情報共有を図り、職員間の連携を密にして再発防止に努めることとし、至急の処理が必要なものについては、必ず職員間の声掛け及び手渡しによる処理を行っている。

措置結果通知日 令和3年2月10日